

大和市告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により市道の区域を次のとおり変更し、及び同条第2項の規定により平成26年9月12日から供用を開始する。なお、関係図面は、本市都市施設部土木管理課において、同日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

平成26年9月12日

大和市長 大木 哲

路線名	旧	起 点	終 点	幅 員	延 長
	新				
南林間96号	旧	南林間九丁目3729番1先	南林間九丁目3728番1先	m 1.82~ 2.91	m 170.99
	新	南林間九丁目3729番1先	南林間九丁目3728番1先	4.00	169.52